

第 5 章 物資調達に係る計画

1. 趣旨

- (1) 南海トラフ地震では、被災地方公共団体及び家庭等で備蓄している物資が数日で枯渇する一方、発災当初は、被災地方公共団体において正確な情報把握に時間を要すること、民間供給能力が低下すること等から、被災地方公共団体のみでは、必要な物資量を迅速に調達することは困難と想定される。
- (2) このため、国は、被災府県からの具体的な要請を待たないで、避難所避難者への支援を中心に必要不可欠と見込まれる物資を調達し、被災地に物資を緊急輸送するものとする（これをプッシュ型支援と呼ぶ。）。その際、被災府県は、できる限り早期に具体的な物資の必要量を把握し、必要に応じて国に要請する仕組み（これをプル型支援と呼ぶ。）に切り替えるものとする。また、被災地における物資の供給体制が安定し、被災府県主体による調達・供給体制が見込まれる場合は、速やかに国から被災府県による体制に移行するものとする。国は、物資調達・供給の実施にあたっては、通常の民間経済活動として行われる生産・流通体制の維持・早期回復に十分配慮して行うものとする。
- (3) 具体計画では、発災直後に行うプッシュ型支援をはじめとする国による物資調達・供給の内容、手順を明らかにする。

2. 対象となる被災府県

- (1) 南海トラフ地震において、多数の避難者が見込まれ、家庭等の備蓄や公的備蓄だけでは食料等が不足すると見込まれる被災府県を対象とする。

第 5 章 物資調達に係る計画

1 趣旨

- (1) 南海トラフ地震では、県、市町村及び家庭等で備蓄している物資が数日で枯渇する一方、発災当初は、県内の被災状況などの正確な情報把握に時間を要すること、民間供給能力が低下すること等から、県や市町村のみでは、必要な物資量を迅速に調達することは困難と想定される。
- (2) このため、国は、本県からの具体的な要請を待たないで、避難所避難者への支援を中心に必要不可欠と見込まれる物資を調達し、緊急輸送する（以下「プッシュ型支援」という。）。こととしていることから、県災害対策本部はこれを受け入れた後、直ちに被災市町村へ配分する必要がある。その際、県災害対策本部は、「宮崎県防災情報共有システム」及び被災市町村へ派遣する職員等を活用し、できる限り早期に具体的な物資の必要量を把握し、必要に応じて国等に要請する仕組み（以下「プル型支援」という。）に切り替える。また、被災地における物資の供給体制が安定し、県主体による調達・供給体制が見込まれる場合は、速やかに県による体制に移行する。県災害対策本部は、物資調達・供給の実施に当たっては、通常の民間経済活動として行われる生産・流通体制の維持・早期回復に十分配慮して行う。
- (3) 本実施計画では、発災直後に行われる国のプッシュ型支援をはじめとする国による物資の受入れ、市町村への輸送手順を明らかにする。
- (4) プッシュ型等による国等の支援が届くまでに一定期間（3 日程度）を要することから、「発災から 3 日程度は家庭等の備蓄と被災地方公共団体における備蓄で対応すること」が必要であり、県民、市町村、県で備蓄を実施していく必要がある。

2 発災直後における物資調達

- (1) 避難生活に必要な物資については、「宮崎県備蓄基本指針」に基づき県民自らが備えている備蓄を活用し、これが不足する場合は、市町村の現物備蓄、流通在庫備蓄により対応する。
- (2) 市町村の備蓄によっても不足する場合は、市町村は、国の「物資調達・輸送調整等支援システム」（以下「物資システム」という。）等を活用し、県に対し、物資の支援を要請し、県は現物備蓄、流通在庫備蓄により対応する。
- (3) 県の備蓄も不足する場合は、県は九州地方知事会のスキーム（九州・山口 9 県災害時応援協定）による要請や国の物資システム等を活用して支援を要請する。

3. プッシュ型支援による物資調達の対象品目、対象府県

(1) 対象品目

- ① 緊急災害対策本部の調整により、消防庁、厚生労働省、農林水産省及び経済産業省（以下「物資関係省庁」という。）がプッシュ型支援により被災府県に供給する基本となる品目は、食料、毛布、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー、生理用品の 8 品目（以下、「基本 8 品目」という。）とし、被災者の命と生活環境に不可欠な必需品とする。また、感染症が流行している状況下においては、マスク、手指消毒剤、パーティションなどの必要な支援物資に配慮する。なお、被災府県へのプッシュ型支援にあたり、予備費の対象となる標準対象品目は、別表 5－4 のとおりとし、災害に応じて対象品目以外の支援物資で予備費の対象となるものについては、内閣府は速やかに当該対象品目を各省庁に周知する。

別表 5－4 プッシュ型物資支援の標準対象品目

プッシュ型支援の対象物資は、被災者の命と生活環境に不可欠な必需品であり、以下の品目を標準品目とする。

〈標準品目〉

○食料 ○育児、介護食品 ・乳児用粉ミルク ・乳児用液体ミルク ・ベビーフード ・介護食品 ○水・飲料 ○衣類関係 （男性用、女性用、子供用） ・防寒着 ・衣類（トレーナー、Tシャツ、ズボン） ・下着類 ・くつ下・ストッキング ・履物（スリッパ、サンダル、靴） ○台所・食器関係 ・紙食器 ・プラスチック食器 ・割り箸 ・スプーン ・フォーク ・カセットコンロ ・カセットボンベ ○電化製品関係 （避難所で共同使用するものに限る。） ・乾電池 ・延長コード ・懐中電灯 ・ランタン ・携帯用充電器（電池式） ・洗濯機 ・乾燥機 ・掃除機 ・冷蔵庫 ・冷暖房器具 ・加湿器 ・空気清浄機	○生活用品関係 ・シャンプー ・リンス ・洗面器 ・石けん ・ボディソープ ・歯磨き粉 ・歯ブラシ ・かみそり ・ハンドソープ ○トイレ関係 ・仮設トイレ ・携帯トイレ ・簡易トイレ ・防臭剤 ・除菌剤 ・消臭剤 ○掃除洗濯用品 ・ごみ袋 ・バケツ ・掃除用洗剤 ・衣料用洗剤 ○防寒具・雨具・熱中症対策用品 ・カイロ ・レインコート ・傘 ・瞬間冷却材 ・冷却シート ○寝具・タオル関係 ・タオル ・布団 ・シーツ ・マットレス ・毛布 ・枕 ・タオルケット ・段ボールベット ・段ボール間仕切り ・パーティション	○その他生活雑貨 ・爪切り ・マスク ・手指消毒剤 ・うがい薬 ○ペーパー類・生理用品 ・生理用品 ・ウェットティッシュ ・ウェットタオル ・ペーパータオル ・ティッシュペーパー ・トイレットペーパー ・ポティシート ○育児、介護用品関係 ・紙おむつ（大人用／子供用） ・おしりふき ・ほ乳瓶消毒ケース ・ほ乳瓶消毒液 ・ほ乳瓶（使い捨てほ乳瓶を含む） ○応急用品・復旧資機材関係 ・給水ポリ袋 ・給水ポリタンク ・土のう袋 ・ブルーシート ・ロープ ・ゴム手袋 ・長靴 ・防塵マスク ・防塵ゴーグル
--	--	---

3 プッシュ型支援による物資調達の対象品目、対象市町村

(1) 対象品目

- ① 飲料水については、被災水道事業者及び応援水道事業者が給水車両や緊急貯水槽、仮設給水栓等を用いて実施する応急給水により対応する。
- ② 国からプッシュ型支援により、提供を受け、市町村へ輸送する基本となる品目は、食料、毛布、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー、生理用品の 8 品目とし、そのほか、標準対象品目として、表 5－1 の品目も含め、被災者の命と生活環境及び感染症対策に不可欠な必需品とする。

【表 5－1 プッシュ型物資支援の標準対象品目】

〈標準品目〉 ○食料 ○育児、介護食品 ・乳児用粉ミルク ・乳児用液体ミルク ・ベビーフード ・介護食品 ○水・飲料 ○衣類関係 （男性用、女性用、子供用） ・防寒着 ・衣類（トレーナー、Tシャツ、ズボン） ・下着類 ・くつ下・ストッキング ・履物（スリッパ、サンダル、靴） ○台所・食器関係 ・紙食器 ・プラスチック食器 ・割り箸 ・スプーン ・フォーク ・カセットコンロ ・カセットボンベ ○電化製品関係 （避難所で共同使用するものに限る。） ・乾電池 ・延長コード ・懐中電灯 ・ランタン ・携帯用充電器（電池式） ・洗濯機 ・乾燥機 ・掃除機 ・冷蔵庫 ・冷暖房器具 ・加湿器 ・空気清浄機	○生活用品関係 ・シャンプー ・リンス ・洗面器 ・石けん ・ボディソープ ・歯磨き粉 ・歯ブラシ ・かみそり ・ハンドソープ ○トイレ関係 ・仮設トイレ ・携帯トイレ ・簡易トイレ ・防臭剤 ・除菌剤 ・消臭剤 ○掃除洗濯用品 ・ごみ袋 ・バケツ ・掃除用洗剤 ・衣料用洗剤 ○防寒具・雨具・熱中症対策用品 ・カイロ ・レインコート ・傘 ・瞬間冷却材 ・冷却シート ○寝具・タオル関係 ・タオル ・布団 ・シーツ ・マットレス ・毛布 ・枕 ・タオルケット ・段ボールベット ・段ボール間仕切り ・パーティション	○その他生活雑貨 ・爪切り ・マスク ・手指消毒剤 ・うがい薬 ○ペーパー類・生理用品 ・生理用品 ・ウェットティッシュ ・ウェットタオル ・ペーパータオル ・ティッシュペーパー ・トイレットペーパー ・ポティシート ○育児、介護用品関係 ・紙おむつ（大人用／子供用） ・おしりふき ・ほ乳瓶消毒ケース ・ほ乳瓶消毒液 ・ほ乳瓶（使い捨てほ乳瓶を含む） ○応急用品・復旧資機材関係 ・給水ポリ袋 ・給水ポリタンク ・土のう袋 ・ブルーシート ・ロープ ・ゴム手袋 ・長靴 ・防塵マスク ・防塵ゴーグル
--	--	---

（２）実施手順

- ① 地方公共団体は、事前に「物資調達・輸送調整等支援システム」（以下「物資システム」という。）を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録している物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、事前に拠点管理者の連絡先や開設手続きを確認し、必要な情報を関係者間で共有し、備蓄物資の速やかな提供による被災者支援を行う。
- ② 発災後、緊急災害対策本部は、速やかにプッシュ型支援の実施要否とその費用負担方法を判断し、物資関係省庁に対して、調整先（関係業界団体、関係事業者、地方公共団体）との連絡・調達体制を構築するとともに、供給可能量を確認するよう依頼する。
- ③ 緊急災害対策本部及び現地对策本部は、被災府県における広域物資輸送拠点の開設状況（被災や施設の使用状況により使用が困難な場合には代替拠点の開設状況）、受入体制を確認し、プッシュ型支援の実施を当該府県に伝達する。
- ④ 緊急災害対策本部は、具体計画に定める必要量の調達を、物資関係省庁に要請する。緊急災害対策本部及び現地对策本部は、発災後の被害状況に応じ、必要な場合には、被災府県と調整の上、具体計画に定める必要量を修正する。
- ⑤ 基本 8 品目の調達及び供給は、それぞれ担当する物資関係省庁が調整先と調整して行う。

品目	物資関係省庁	調整先
食料	農林水産省	関係業界団体、関係事業者
毛布	消防庁	地方公共団体
	経済産業省	関係業界団体、関係事業者
乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク	農林水産省	関係業界団体、関係事業者
乳児・小児用おむつ	厚生労働省	関係業界団体、関係事業者
大人用おむつ		
携帯トイレ・簡易トイレ	消防庁	地方公共団体
	経済産業省	関係業界団体、関係事業者
トイレットペーパー	経済産業省	関係業界団体、関係事業者
生理用品	厚生労働省	関係業界団体、関係事業者

- ⑥ 緊急災害対策本部は、調達した物資の被災府県の各広域物資輸送拠点への配分量と到着予定日について当該府県に情報共有する。
- ⑦ 国及び被災地地方公共団体は、物資の備蓄状況、支援要請や調達・輸送調整について、防災関係機関における情報共有を図るため物資システムを活用するものとする。ただし、被災により本システムが使用できない場合は、電子メール又はファクシミリ等の代替手段により対応する。
- ⑧ 各省庁のリエゾンは、被災地の状況を踏まえ、被災市町村の物資支援ニーズの把握に努め、情報共有を図るとともに、迅速な物資の調達、供給活動の実施に努める。

（2）支援対象市町村

県災害対策本部は、県の被害想定等に基づき、被災市町村に対して、応急給水の支援及びプッシュ型支援を行う。

（3）受入手順

① 「物資調達・輸送調整等支援システム」の活用等

国、県及び市町村は、物資の備蓄状況、支援要請や調達・輸送調整について、防災関係機関における情報共有を図るため、物資システムを活用する。ただし、被災により本システムが使用できない場合は、電子メール又はファクシミリ等の代替手段により対応する。

また、日頃より、同システムを用いて、備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録している物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、事前に拠点管理者の連絡先や開設手続きを確認し、必要な情報を関係者間で共有し、備蓄物資の速やかな提供による被災者支援を行う。

② 広域物資輸送拠点の開設

県災害対策本部は、国の調整によって供給する物資を県が受入れ、各市町村が設置する物資の集積場所や避難所に向けて県が物資を送り出すための拠点（以下「広域物資輸送拠点」という。）について、「災害時における広域物資輸送拠点の開設等に関する協定」に基づき、開設が可能な場合は拠点施設の管理者の協力を得ながら直ちに開設する。なお、使用が困難な場合には代替施設の活用について検討する（拠点施設及び代替施設は表 5－9 を参照）。

③ 広域物資輸送拠点の業務支援の要請

県災害対策本部は、「災害時における物流専門家派遣及び広域物資輸送拠点の業務支援に関する協定」に基づき、物流関係団体に対して、県災害対策本部への物流専門家の派遣及び拠点業務の支援を要請する。

また、広域物資輸送拠点の運営について、「災害時における広域物資輸送拠点の開設等に関する協定」に基づき、拠点施設の管理者に対し、拠点での物資受入や保管・管理、市町村への輸送業務（以下「拠点業務」という。）の支援を要請する。

④ 広域物資輸送拠点の運営体制等

県災害対策本部は、広域物資輸送拠点を運営するため、各拠点に拠点对応要員としての県の担当者、施設の管理者及び物流関係団体と緊急物資対策チームを編成する。緊急物資対策チームは、県災害対策本部との連絡調整、拠点業務を行う。

⑤ 政府現地对策本部等との調整

県災害対策本部は、広域物資輸送拠点の開設状況や受入体制について、物資システムに入力するとともに、政府現地对策本部へ報告する。

また、災害の規模及び発災後の被災状況に応じ、緊急災害対策本部・政府現地对策本部とプッシュ型支援の物資量について調整を行う。

（3）基本8品目の必要量

- ① 発災から3日間は家庭等の備蓄と被災地方公共団体における備蓄で対応することを想定し、国が行うプッシュ型支援は遅くとも発災後3日目までに、必要となる物資が被災府県に届くよう調整する。
- ② 必要量については、発災後4日目から7日目までに必要となる量を見込む。具体的には、被害想定による1週間の避難所避難者等の状況（被災府県ごとの最大値）を踏まえ、下記の算出式により、別表5－1のとおり計画する。また、発災直後に推計される地震・津波DIS被害推計結果に基づき避難者数、避難所避難者数及び上水道支障率の推計量を補正し、必要量を修正する。
- ③ 食料については、調理不要の食品を中心に、事態の進展に応じて調理を必要とする食品も含めて調達・供給する。食料の調達・供給は、消費期限等を考慮し、原則として1日ごとの必要量をもって行う。
- ④ 毛布については、経済産業省による調達に加え、消防庁は、地方公共団体の公的備蓄から必要量を確保・供給できるよう調整する。
- ⑤ 携帯トイレ・簡易トイレについては、経済産業省による調整に加え、消防庁は、地方公共団体の公的備蓄から最大限の確保を行う。

（調達するトイレの種類）

名称	仕様	既設トイレの ブース活用可否	梱包サイズ 重量
携帯トイレ	既設トイレの便座等に便袋を設置し、使用後はし尿をパックし、処分するタイプ。 電源と汲み取りを必要としない。	活用可能	※参考例（1ケース200回分） 縦360×横570×高さ460mm 約13.0kg
簡易トイレ	室内に設置可能な小型で持ち運びができるトイレ。し尿を貯留又は凝固するタイプ。ただし、貯留するタイプは別途処理が必要。 介護用のポータブルトイレも含む。 電源と汲み取りを必要としない。	設置スペースを確保できれば活用可能。既設のトイレブース以外で使用する場合は、別途、囲いを確保するものとする。	※参考例（1ケース1台分） 縦390×横385×高さ145mm 約2.6kg

（4）必要量

国が行うプッシュ型支援の物資については、発災直後は県、市町村及び家庭等で備蓄している物資で対応することを想定し、遅くとも発災後3日目までに、県に届くよう調整することとなっているため、その必要量については、発災後4日目から7日目までに必要となる量が計画されている。

（5）市町村への配分計画

県は、国が計画している物資の必要量を、県の被害想定等における「避難所避難者数」に「避難所外避難者数」を加えた数値※を用いて、あらかじめ配分する計画を定める。

【表5－2 県の被害想定における「避難所避難者数」＋「避難所外避難者数」】

（単位：人）

市町村名	想定ケース①			想定ケース②		
	被災1週間後の避難 所避難者数	被災1週間後の避難 所外避難者数	計	被災1週間後の避難 所避難者数	被災1週間後の避難 所外避難者数	計
宮崎市	90,000	65,000	155,000	85,000	64,000	149,000
都城市	9,500	9,500	19,000	9,800	9,800	19,600
日南市	11,000	4,700	15,700	19,000	10,000	29,000
小林市	1,900	1,900	3,800	1,900	1,900	3,800
串間市	720	550	1,270	4,500	3,100	7,600
西都市	6,700	6,700	13,400	6,600	6,600	13,200
えびの市	1,400	1,400	2,800	1,400	1,400	2,800
三股町	1,800	1,800	3,600	1,700	1,700	3,400
高原町	210	210	420	280	280	560
国富町	2,900	2,900	5,800	2,800	2,800	5,600
綾町	880	880	1,760	860	860	1,720
高鍋町	7,500	4,200	11,700	6,500	4,800	11,300
新富町	4,800	4,000	8,800	4,700	4,200	8,900
西米良村	40	40	80	40	40	80
木城町	1,400	1,400	2,800	1,400	1,400	2,800
川南町	4,300	3,600	7,900	4,300	3,500	7,800
都農町	2,400	2,000	4,400	2,400	2,000	4,400
小計	147,450	110,780	258,230	153,180	118,380	271,560
延岡市	46,000	15,000	61,000	38,000	16,000	54,000
日向市	29,000	6,500	35,500	25,000	6,600	31,600
門川町	10,000	2,000	12,000	8,400	2,000	10,400
諸塚村	70	70	140	70	70	140
椎葉村	110	110	220	100	100	200
美郷町	390	390	780	380	380	760
高千穂町	40	40	80	40	40	80
日之影町	30	30	60	30	30	60
五ヶ瀬町	40	40	80	40	40	80
小計	85,680	24,180	109,860	72,060	25,260	97,320
計	233,130	134,960	368,090	225,240	143,640	368,880

国から輸送される物資の市町村への配分については表 5－3 のとおりである。

【表 5－3 県の被害想定に基づくプッシュ型支援の市町村配分計画】

想定ケース①

広域物資輸送拠点【都城トラック団地協同組合】

市町村名	1週間後 避難者数 (人) ①	1週間後 避難所外 避難者数 (人) ②	計 ①+② (人)	食料 (食) 2,650,500	毛布 (枚) 246,510	粉ミルク (kg) 1,095	子供おむつ (枚) 186,445	大人おむつ (枚) 35,320	トイレ (回) 3,044,843	トイレットペーパー (巻) 158,940	生理用品 (枚) 209,341
------	-----------------------	-------------------------------	-----------------	------------------------	----------------------	-----------------------	-------------------------	------------------------	-------------------------	-----------------------------	------------------------

宮崎市	90,000	65,000	155,000	1,590,936	147,965	657	111,912	21,200	1,827,637	95,402	125,655
都城市	9,500	9,500	19,000	195,018	18,138	81	13,718	2,599	224,033	11,694	15,403
日南市	11,000	4,700	15,700	161,146	14,987	67	11,336	2,147	185,122	9,663	12,728
小林市	1,900	1,900	3,800	39,004	3,628	16	2,744	520	44,807	2,339	3,081
串間市	720	550	1,270	13,035	1,212	5	917	174	14,975	782	1,030
西都市	6,700	6,700	13,400	137,539	12,792	57	9,675	1,833	158,002	8,248	10,863
えびの市	1,400	1,400	2,800	28,739	2,673	12	2,022	383	33,015	1,723	2,270
三股町	1,800	1,800	3,600	36,951	3,437	15	2,599	492	42,448	2,216	2,918
高原町	210	210	420	4,311	401	2	303	57	4,952	259	340
国富町	2,900	2,900	5,800	59,532	5,537	25	4,188	793	68,389	3,570	4,702
綾町	880	880	1,760	18,065	1,680	7	1,271	241	20,753	1,083	1,427
高鍋町	7,500	4,200	11,700	120,090	11,169	50	8,448	1,600	137,957	7,201	9,485
新富町	4,800	4,000	8,800	90,324	8,401	37	6,354	1,204	103,763	5,416	7,134
西米良村	40	40	80	821	76	0	58	11	943	49	65
木城町	1,400	1,400	2,800	28,739	2,673	12	2,022	383	33,015	1,723	2,270
川南町	4,300	3,600	7,900	81,086	7,541	33	5,704	1,081	93,151	4,862	6,404
都農町	2,400	2,000	4,400	45,162	4,200	19	3,177	602	51,881	2,708	3,567
計	147,450	110,780	258,230	2,650,500	246,510	1,095	186,445	35,320	3,044,843	158,940	209,341

広域物資輸送拠点【高千穂家畜市場】

市町村名	1週間後 避難者数 (人) ①	1週間後 避難所外 避難者数 (人) ②	計 ①+② (人)	食料 (食) 1,429,500	毛布 (枚) 133,166	粉ミルク (kg) 591	子供おむつ (枚) 100,718	大人おむつ (枚) 19,080	トイレ (回) 1,644,833	トイレットペーパー (巻) 85,860	生理用品 (枚) 113,086
------	-----------------------	-------------------------------	-----------------	------------------------	----------------------	---------------------	-------------------------	------------------------	-------------------------	----------------------------	------------------------

延岡市	46,000	15,000	61,000	793,733	73,941	328	55,924	10,594	913,297	47,674	62,791
日向市	29,000	6,500	35,500	461,927	43,031	191	32,546	6,165	531,509	27,745	36,542
門川町	10,000	2,000	12,000	156,144	14,546	65	11,001	2,084	179,665	9,378	12,352
藤塚村	70	70	140	1,822	170	1	128	24	2,096	109	144
椎葉村	110	110	220	2,863	267	1	202	38	3,294	172	226
美郷町	390	390	780	10,149	945	4	715	135	11,678	610	803
高千穂町	40	40	80	1,041	97	0	73	14	1,198	63	82
日之影町	30	30	60	781	73	0	55	10	898	47	62
五ヶ瀬町	40	40	80	1,041	97	0	73	14	1,198	63	82
計	85,680	24,180	109,860	1,429,500	133,166	591	100,718	19,080	1,644,833	85,860	113,086

合計	233,130	134,960	368,090	4,080,000	379,676	1,686	287,163	54,400	4,689,676	244,800	322,427
----	---------	---------	---------	-----------	---------	-------	---------	--------	-----------	---------	---------

別表 5－1 プッシュ型支援における必要量

被災 県名	広域物資輸送 拠点の名称	食料 (千食) ※ 1	毛布 (枚)	乳児用 粉ミルク (kg)※ 1	乳児・小児用 おむつ (枚)※ 1	大人用 おむつ (枚)※ 1	携帯トイレ 簡易トイレ (回)※ 1	トイレット ペーパー (巻)※ 1	生理用品 (枚)※ 1
宮崎県	都城トラック 団地協同組合	2,650.5	246,510	1,095	186,445	35,320	3,044,843	158,940	209,341
	高千穂 家畜市場	1,429.5	133,166	591	100,718	19,080	1,644,833	85,860	113,086
	各日小計	4080.0	379,676	1,686	287,163	54,400	4,689,675	244,800	322,427

※ 1 必要量は、4 日目から 7 日目の 4 日間分を示す。

想定ケース②

広域物資輸送拠点【都城トラック団地協同組合】

市町村名	1週間後 避難者数 (人)①	1週間後 避難所外 避難者数 (人)②	計 ①+② (人)	食料 (食) (人)	毛布 (枚)	粉ミルク (kg)	子供おむつ (枚)	大人おむつ (枚)	トイレ (回)	トイレットペーパー (巻)	生理用品 (枚)
				2,650,500	246,510	1,095	186,445	35,320	3,044,843	158,940	209,341
宮崎市	85,000	64,000	149,000	1,454,281	135,256	601	102,299	19,379	1,670,650	87,207	114,862
都城市	9,800	9,800	19,600	191,301	17,792	79	13,457	2,549	219,763	11,472	15,109
日南市	19,000	10,000	29,000	283,048	26,325	117	19,911	3,772	325,160	16,973	22,356
小林市	1,900	1,900	3,800	37,089	3,449	15	2,609	494	42,607	2,224	2,929
串間市	4,500	3,100	7,600	74,178	6,899	31	5,218	988	85,214	4,448	5,859
西都市	6,600	6,600	13,200	128,836	11,982	53	9,063	1,717	148,004	7,726	10,176
えびの市	1,400	1,400	2,800	27,329	2,542	11	1,922	364	31,395	1,639	2,158
三股町	1,700	1,700	3,400	33,185	3,086	14	2,334	442	38,122	1,990	2,621
高原町	280	280	560	5,466	508	2	384	73	6,279	328	432
国富町	2,800	2,800	5,600	54,658	5,083	23	3,845	728	62,790	3,278	4,317
綾町	860	860	1,720	16,788	1,561	7	1,181	224	19,285	1,007	1,326
高鍋町	6,500	4,800	11,300	110,291	10,258	46	7,758	1,470	126,700	6,614	8,711
新富町	4,700	4,200	8,900	86,866	8,079	36	6,110	1,158	99,790	5,209	6,861
西米良村	40	40	80	781	73	0	55	10	897	47	62
本城町	1,400	1,400	2,800	27,329	2,542	11	1,922	364	31,395	1,639	2,158
川南町	4,300	3,500	7,800	76,130	7,080	31	5,355	1,014	87,457	4,565	6,013
都農町	2,400	2,000	4,400	42,945	3,994	18	3,021	572	49,335	2,575	3,392
計	153,180	118,380	271,560	2,650,500	246,510	1,095	186,445	35,320	3,044,843	158,940	209,341

広域物資輸送拠点【高千穂家畜市場】

市町村名	1週間後 避難者数 (人)①	1週間後 避難所外 避難者数 (人)②	計 ①+② (人)	食料 (食) (人)	毛布 (枚)	粉ミルク (kg)	子供おむつ (枚)	大人おむつ (枚)	トイレ (回)	トイレットペーパー (巻)	生理用品 (枚)
				1,428,500	133,166	581	100,718	19,080	1,644,833	85,860	113,086
延岡市	38,000	16,000	54,000	793,187	73,890	328	55,885	10,587	912,669	47,641	62,748
日向市	25,000	6,600	31,600	464,162	43,239	192	32,703	6,195	534,081	27,879	36,719
門川町	8,400	2,000	10,400	152,762	14,231	63	10,763	2,039	175,773	9,175	12,085
諸塚村	70	70	140	2,056	192	1	145	27	2,366	124	163
椎葉村	100	100	200	2,938	274	1	207	39	3,380	176	232
美郷町	380	380	760	11,163	1,040	5	787	149	12,845	671	883
高千穂町	40	40	80	1,175	109	0	83	16	1,352	71	93
日之影町	30	30	60	881	82	0	62	12	1,014	53	70
五ヶ瀬町	40	40	80	1,175	109	0	83	16	1,352	71	93
計	72,060	25,260	97,320	1,429,500	133,166	591	100,718	19,080	1,644,833	85,860	113,086
合計	225,240	143,640	368,880	4,080,000	379,676	1,686	287,163	54,400	4,689,676	244,800	322,427

※県の被害想定的前提となる「地震動・津波」については、県内に影響の大きい2つのケース(想定ケース①、想定ケース②)で被害が最大となる冬の深夜でのシーン設定での想定である。

(想定ケース①)
内閣府が設定した地震津波モデルを用いて、本県独自に再解析した地震動及び津波浸水想定に基づくケース。
(想定ケース②)
県独自に設定した地震津波モデルによる地震動及び津波浸水想定に基づくケース。

（ 8 品目の必要量の算出式）

項目	前提とする被害量	算出式
食料	避難所避難者数 避難所外避難者数	(避難所避難者数 ⁴³ ＋避難所外避難者数 ⁴⁴)×一人1日当たり必要量3食
毛布	避難所避難者数	避難所避難者数×一人当たり必要枚数2枚－被災地方公共団体備蓄量
乳児用粉ミルク 又は乳児用液体 ミルク	避難所避難者数 避難所外避難者数	(避難所避難者数＋避難所外避難者数)×0歳人口比率 ⁴⁵ ×一人1日当たり必要量※×4日間 ※乳児用粉ミルクは 140g、乳児用液体ミルクは1リットル
乳児・小児用 おむつ	避難所避難者数 避難所外避難者数	(避難所避難者数＋避難所外避難者数)×0～2歳人口比率 ³ ×一人1日当たり必要量8枚×4日間
大人用おむつ	避難所避難者数 避難所外避難者数	(避難所避難者数＋避難所外避難者数)×必要者割合 0.005 ⁴⁶ ×一人1日当たり必要量8枚×4日間
携帯トイレ・ 簡易トイレ	避難所避難者数 避難所外避難者数 上水道支障率	(避難所避難者数＋避難所外避難者数)×上水道支障率 ⁴⁷ ×一人1日当たり使用回数5回×4日間
トイレット ペーパー	避難所避難者数 避難所外避難者数	(避難所避難者数＋避難所外避難者数)×一人1日当たり必要量 0.18 ⁴⁸ 巻×4日間
生理用品	避難所避難者数 避難所外避難者数	(避難所避難者数＋避難所外避難者数)×12～51歳女性人口比率 ³ ×一人1期間（7日間）当たり必要量 30 枚×1／7 ⁴⁹ ×1／4 ⁵⁰ ×4日間

⁴³ 避難所避難者数は、自宅建物が全壊、半壊又は一部損壊したため避難所に避難した者、断水により自宅で生活し続けることが困難となり避難所に避難した者の合計

⁴⁴ 避難所外避難者数は、避難所以外の場所に避難したが、避難所において物資の提供が必要な者の合計

⁴⁵ 「0歳人口比率」、「0～2歳人口比率」及び「12～51歳女性人口比率」は、国勢調査（総務省統計局）における数値

⁴⁶ 大人用おむつの算出式における「0.005」という係数は、避難所避難者及び避難所外避難者における要介護の高齢者を想定したもの

⁴⁷ 携帯トイレ・簡易トイレの算出式における「上水道支障率」は、都府県ごとの断水人口の割合（断水率）

⁴⁸ トイレットペーパーの算出式における「0.18」という係数は、経済産業省生産動態統計年報による販売量及び総務省人口推計より試算

⁴⁹ 生理用品の算出式における「1／7」という係数は、生理期間における1日当たりの必要量を求めたもの

⁵⁰ 生理用品の算出式における「1／4」という係数は、生理期間を4週に1回と想定したもの

【表 5－4 国が定めるプッシュ型支援の必要量の算出式】

項目	前提とする被害量	算出式
食料	避難所避難者数 避難所外避難者数	(避難所避難者数※ ₁ ＋避難所外避難者数※ ₂)×一人1日当たり必要量3食
毛布	避難所避難者数	(避難所避難者数＋避難所外避難者数)×一人当たり必要枚数2枚－被災地方公共団体備蓄量
乳児用粉ミルク 又は乳児用液体 ミルク	避難所避難者数 避難所外避難者数	(避難所避難者数＋避難所外避難者数)×0歳人口比率※ ₃ ×一人1日当たり必要量※×4日間 ※乳児用粉ミルクは 140g、乳児用液体ミルクは1リットル
乳児・小児用 おむつ	避難所避難者数 避難所外避難者数	(避難所避難者数＋避難所外避難者数)×0～2歳人口比率※ ₃ ×一人1日当たり必要量8枚×4日間
大人用おむつ	避難所避難者数 避難所外避難者数	(避難所避難者数＋避難所外避難者数)×必要者割合 0.005※ ₄ ×一人1日当たり必要量8枚×4日間
携帯トイレ・ 簡易トイレ	避難所避難者数 避難所外避難者数 上水道支障率	(避難所避難者数＋避難所外避難者数)×上水道支障率※ ₅ ×一人1日当たり使用回数5回／日×4日間
トイレット ペーパー	避難所避難者数 避難所外避難者数	(避難所避難者数＋避難所外避難者数)×一人1日当たり必要量 0.18※ ₆ 巻×4日間
生理用品	避難所避難者数 避難所外避難者数	(避難所避難者数＋避難所外避難者数)×12～51歳女性人口比率※ ₃ ×一人1期間（7日間）当たり必要量 30 枚×1／7※ ₇ ×1／4※ ₈ ×4日間

※1：避難所避難者数は、自宅建物が全壊、半壊又は一部損壊したため避難した者、断水により自宅で生活し続けることが困難となり避難した者の合計

※2：避難所外避難者数は、避難所以外の場所に避難したが、避難所において物資の提供が必要な者の合計

※3：「0歳人口比率」、「0～2歳人口比率」及び「12～51歳女性人口比率」は、国勢調査（総務省統計局）における数値

※4：大人用おむつの算出式における「0.005」という係数は、避難所避難者における要介護の高齢者を想定したもの

※5：携帯トイレ・簡易トイレの算出式における「上水道支障率」は、被災府県ごとの断水人口の割合（断水率）

※6：トイレットペーパーの算出式における「0.18」という係数は、経済産業省生産動態統計年報による販売量及び総務省人口推計より試算

※7：生理用品の算出式における「1／7」という係数は、生理期間における1日当たりの必要量を求めたもの

※8：生理用品の算出式における「1／4」という係数は、生理期間を4週に1回と想定したもの

4. プル型支援による物資支援

- (1) 被災都府県は、自ら行う物資調達やプッシュ型支援による物資を勘案してもさらに供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には、緊急災害対策本部を通じて発注・要請元、要請品目、数量、納入・搬入先その他必要な事項を明示し、物資関係省庁に調達を要請する。
- (2) 物資関係省庁は、上記(1)の要請に対応し、それぞれ担当する調整先と調整し、要請物資の調達・供給を行う。
- ① 消防庁は、要請に応じて飲料水（ペットボトル）、食料、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、携帯トイレ・簡易トイレ、その他の生活必需品について地方公共団体の公的備蓄から確保できるよう地方公共団体と調整を行う。
 - ② 農林水産省は、要請を受けて食料、飲料水（ペットボトル）、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク等の適切な調達がされるよう関係業界団体、関係事業者と調整を行う。
 - ③ 経済産業省は、要請を受けて携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトペーパーのほか、作業用具類、ティッシュペーパーなどの生活用品類、洗剤、歯ブラシなどの洗面用具類、カセットこんろ、カートリッジボンベなどの食器・調理用具類の生活必需品の適切な調達がされるよう関係業界団体、関係事業者と調整を行う。
 - ④ 厚生労働省は、要請を受けて、乳児・小児用おむつ、大人用おむつのほか、女性用品などの衛生用品の適切な調達がされるよう関係業界団体、関係事業者と調整を行う。
 - ⑤ 国及び地方公共団体は、物資の備蓄状況、支援要請や調達・輸送調整について、防災関係機関における情報共有を図るため物資システムを活用するものとする。ただし、被災により本システムが使用できない場合は、電子メール又はファクシミリ等の代替手段により対応する。

4 国等への支援要請

- (1) 国に対するプル型支援の要請
- 県災害対策本部は、市町村からの物資の支援要請に対し、自ら行う物資調達やプッシュ型支援による物資を勘案してもさらに供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には、物資システムにより、緊急災害対策本部に対し、品目、数量、納入、搬入先その他必要な事項を明示し、必要な物資の調達を要請する。ただし、被災により本システムが使用できない場合は、電子メール又はファクシミリ等の代替手段により対応する。
- (2) 九州・山口 9 県への支援等の要請
- 県災害対策本部は、緊急災害対策本部と調整の上、必要に応じて「九州・山口 9 県災害時応援協定」に基づく支援の要請を行う。
- (3) 県内市町村間の連携
- 県災害対策本部は、被災状況等の情報収集に基づき、被害が比較的小さく物資の支援が可能な市町村に対して支援の要請を行う。

5. 飲料水の調達

(1) 飲料水については、被災水道事業者及び応援水道事業者が給水車両や緊急貯水槽、仮設給水栓等を用いて実施する応急給水により対応する。

(2) 実施手順

- ① 厚生労働省は、被災状況から判断して必要と認める場合又は被災府県からの要請があった場合には、都道府県及び関係団体を通じて全国の水道事業者（市町村等）に対して応急給水の実施に係る支援を要請し、調整等を行う。
- ② 表 5－2 に示す必要量を調達するため、被災地の水道事業者は、応急給水を発災後速やかに実施する。具体的には、域外からの応援（給水車等）も活用し、域内の浄水場、配水池、貯水槽等から各避難所への給水を行うとともに、仮設給水栓を開設する。なお、発災から 3 日間は家庭等の備蓄と被災地方公共団体における備蓄を含めて対応することを想定する。
- ③ 被災水道事業者及び応援水道事業者が自ら輸送手段を確保できない場合には、被災地方公共団体が緊急災害対策本部又は現地对策本部に対して輸送手段の確保を要請する。

(3) 飲料水の必要量

- ① 被害想定による 1 週間の断水状況（被災府県ごとの最大値）を踏まえ、下記の算出式により、表 5－2 のとおり計画する。

＜飲料水の必要量の算出式＞

項目	前提とする被害量	算出式
飲料水	要給水者数 (断水人口)	要給水者数 (断水人口) × 一人 1 日当たり必要量 3 リットル

別表 5－2 飲料水の必要量

(単位：m3)

被災県名	必要量							
	1 日目	2 日目	3 日目	4 日目	5 日目	6 日目	7 日目	合計
宮崎県	2, 820	2, 790	2, 340	2, 250	2, 190	2, 100	2, 010	16, 500

5 飲料水の調達

(1) 飲料水の必要量

飲料水の必要量については、国の被害想定において検討された 1 週間の断水状況（被災府県ごとの最大値）を踏まえ、次のとおり計画している。

【表 5－5 国が定める必要量の算出式と本県の必要量】

項目	前提とする被害量	算出式
飲料水	要給水者数 (断水人口)	要給水者数 (断水人口) × 3 リットル

被災県名	必要量 (リットル)							
	1 日目	2 日目	3 日目	4 日目	5 日目	6 日目	7 日目	合計
宮崎県	2, 820	2, 790	2, 340	2, 250	2, 190	2, 100	2, 010	16, 500

(2) 飲料水の市町村への供給計画

県災害対策本部は、国が計画している飲料水の必要量を、県の被害想定等における「ライフライン被害」の「上水道 (断水人口)」の数値を用いて、あらかじめ供給する計画を定める (表 5－7)。

【表 5－6 県の被害想定における断水人口】

(単位：人)

市町村名	想定ケース①		想定ケース②	
	被災直後	被災 1 週間後	被災直後	被災 1 週間後
宮崎市	395,000	296,000	395,000	289,000
都城市	148,000	57,000	149,000	58,000
日南市	50,000	27,000	52,000	45,000
小林市	38,000	11,000	38,000	11,000
串間市	14,000	3,000	18,000	13,000
西都市	26,000	21,000	26,000	21,000
えびの市	18,000	7,200	18,000	7,100
三股町	24,000	11,000	24,000	10,000
高原町	7,000	1,200	7,400	1,600
国富町	19,000	13,000	19,000	13,000
綾町	6,900	4,300	6,900	4,200
高鍋町	20,000	19,000	20,000	18,000
新富町	18,000	16,000	18,000	16,000
西米良村	600	150	590	130
木城町	4,900	4,400	4,900	4,500
川南町	15,000	13,000	15,000	13,000
都農町	10,000	7,900	10,000	7,900
小計	814,400	512,150	821,790	532,430
延岡市	120,000	95,000	120,000	88,000
日向市	60,000	55,000	60,000	53,000
門川町	18,000	16,000	18,000	15,000
諸塚村	590	170	590	160
椎葉村	620	180	620	170
美郷町	4,700	2,000	4,700	1,900
高千穂町	4,100	250	4,400	300
日之影町	1,300	120	1,300	120
五ヶ瀬町	1,700	190	1,700	180
小計	211,010	168,910	211,310	158,830
計	1,025,410	681,060	1,033,100	691,260

【表5-7 県の被害想定に基づく市町村別の飲料水供給計画】

【想定ケース①】								【想定ケース②】							
【単位:㎡】								【単位:㎡】							
市町村名	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	市町村名	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
宮崎市	1,185	1,136	1,086	1,037	987	938	888	宮崎市	1,185	1,132	1,079	1,026	973	920	867
都城市	444	399	353	308	262	217	171	都城市	447	402	356	311	265	220	174
日南市	150	139	127	116	104	93	81	日南市	156	153	149	146	142	139	135
小林市	114	101	87	74	60	47	33	小林市	114	101	87	74	60	47	33
串間市	42	37	31	26	20	15	9	串間市	54	52	49	47	44	42	39
西都市	78	76	73	71	68	66	63	西都市	78	76	73	71	68	66	63
えびの市	54	49	43	38	32	27	22	えびの市	54	49	43	38	32	27	21
三股町	72	66	59	53	46	40	33	三股町	72	65	58	51	44	37	30
高原町	21	18	15	12	9	7	4	高原町	22	19	16	14	11	8	5
国富町	57	54	51	48	45	42	39	国富町	57	54	51	48	45	42	39
綾町	21	19	18	17	16	14	13	綾町	21	19	18	17	15	14	13
高鍋町	60	60	59	59	58	58	57	高鍋町	60	59	58	57	56	55	54
新富町	54	53	52	51	50	49	48	新富町	54	53	52	51	50	49	48
西米良村	2	2	1	1	1	1	0	西米良村	2	2	1	1	1	1	0
木城町	15	14	14	14	14	13	13	木城町	15	15	14	14	14	14	14
川南町	45	44	43	42	41	40	39	川南町	45	44	43	42	41	40	39
都農町	30	29	28	27	26	25	24	都農町	30	29	28	27	26	25	24
小計	2,443	2,292	2,141	1,990	1,839	1,688	1,536	小計	2,465	2,321	2,176	2,031	1,887	1,742	1,597
延岡市	360	348	335	323	310	298	285	延岡市	360	344	328	312	296	280	264
日向市	180	178	175	173	170	168	165	日向市	180	177	173	170	166	163	159
門川町	54	53	52	51	50	49	48	門川町	54	53	51	50	48	47	45
諸塚村	2	2	1	1	1	1	1	諸塚村	2	2	1	1	1	1	0
椎葉村	2	2	1	1	1	1	1	椎葉村	2	2	1	1	1	1	1
美郷町	14	13	11	10	9	7	6	美郷町	14	13	11	10	9	7	6
高千穂町	12	10	8	7	5	3	1	高千穂町	13	11	9	7	5	3	1
日之影町	4	3	3	2	2	1	0	日之影町	4	3	3	2	2	1	0
五ヶ瀬町	5	4	4	3	2	1	1	五ヶ瀬町	5	4	4	3	2	1	1
小計	633	612	591	570	549	528	507	小計	634	608	581	555	529	503	476
計	3,076	2,904	2,732	2,560	2,388	2,215	2,043	計	3,099	2,928	2,757	2,587	2,416	2,245	2,074

※県の被害想定的前提となる「地震動・津波」については、県内に影響の大きい2つの ケース(想定ケース①、想定ケース②)で被害が最大となる冬の深夜でのシーン設定での想定である。

(想定ケース①)
内閣府が設定した地震津波モデルを用いて、本県独自に再解析した地震動及び津波浸水想定に基づくケース。
(想定ケース②)
県独自に設定した地震津波モデルによる地震動及び津波浸水想定に基づくケース。

(3) 被災状況の報告

水道事業者は、給水施設の破壊、又は汚染などによる水道施設の被災や断水の状況等を直ちに把握し、公平で効率的な応急給水に努めるとともに、県災害対策本部に対して、被災状況の報告を行う。

(4) 応急給水の支援要請

県災害対策本部は、被害の少ない水道事業者からの応急給水車の派遣など、県内における応急給水の支援について、県内の水道事業者間の調整を行うとともに、県外からの応援が必要であると判断した場合については、国土交通省からの支援について要請を行う。

(5) 給水車の確保及び仮設給水栓の設置

水道事業者は、応急給水を速やかに実施するため、域外からの応急給水の支援（給水車等）も活用し、域内の浄水場、配水池等から各避難所への給水を行うとともに、仮設給水栓を開設する。

(6) 孤立集落等への応急給水

市町村は、水道事業者が被災により孤立した集落等への応急給水が困難な場合には、県災害対策本部に支援を要請する。県災害対策本部は、市町村からの支援要請に対して、自ら輸送手段を確保できない場合には、政府現地対策本部に対してヘリコプター等による空からの輸送手段の確保を要請する。

(7) 水質検査体制の確保

県災害対策本部は、避難者への応急給水の水質を確保するため、各保健所等により、速やかに水質検査を実施する。

【表5-8 県内水道事業者の給水車等の保有数】

市町村名	給水車										給水タンク					
	1.8トン	2トン	3トン	3.5トン	3.8トン	4トン	5トン	4k l	2k l	1.5k l	1k l	0.8k l	0.7k l	0.5k l	0.3k l	0.2k l
宮崎市	1	1			1	1					33			15		
都城市		1	1		1						6			6		
延岡市	1									2	1			13		
日南市					1						2			5		
小林市											12	1		6		
日向市					1			0			21			3	1	1
串間市	1														4	
西都市								1						39		
えびの市										2				1		
三股町											2					
高原町														8		
国富町														4	4	1
綾町								1	1	2				3	1	
高鍋町											1					
新富町														9		
木城町								1						4		
川南町											1			5		
都農町														1		
門川町														8		
椎葉村			1													
美郷町															1	
高千穂町								1		3				5		
日之影町			1								1			6	1	
五ヶ瀬町								1		3						
一ツ瀬川企業団										1				12		

6. 物資の輸送手段の確保

- (1) 物資の被災地への輸送は、当該物資の調達依頼を受けた者（関係事業者、地方公共団体）が自ら広域物資輸送拠点までの輸送手段を確保することを原則とする。
- (2) 自ら輸送手段を確保できない場合は、物資関係調整担当省庁の要請を受けて緊急災害対策本部が輸送手段の確保を調整する。
- (3) 港湾に物資を集約し、海上輸送によって輸送する方が効率的と見込まれる場合には、国土交通省が海上輸送を含む広域物資輸送拠点までの輸送手段の調達に係る調整を行う。その際、状況に応じて、海上輸送拠点（受入港）⁵¹を経由して、被災府県の地域内輸送拠点へ輸送することも考えられる。
- (4) 航空機により、速やかに被災府県に物資輸送する必要がある場合には、国土交通省が手段の調達に係る調整を行う。その際、状況に応じて、別表 3－3、別表 4－1 及び別表 4－2 に記載する空港を経由して、被災府県の地域内輸送拠点へ輸送することも考えられる。
- (5) 国土交通省が輸送手段を確保することが困難な場合には、緊急災害対策本部は、海上保安庁、防衛省又は消防庁に輸送を依頼する。
- (6) 物資関係省庁、地方公共団体及び国土交通省は、平時より、緊急物資を輸送する車両が緊急通行車両として緊急交通路の円滑な通行ができるよう、発災前にあらかじめ緊急通行車両確認標章の交付を受けておくなど⁵²、必要な調整を行っておくものとする。
- (7) 都府県公安委員会による緊急交通路の指定後、緊急物資の輸送を行う事業者は、速やかに、緊急通行車両等であることの確認を受け、輸送体制を確保するものとする。
- (8) 警察庁は、緊急交通路の交通状況や道路啓開状況を踏まえ、緊急通行車両確認標章の交付対象車両の拡大や大型貨物自動車、事業用自動車等について規制対象から除外するなど物資輸送・供給を考慮した交通規制が行われるよう関係都道府県警察の指導調整を行う。

7. 物資輸送における役割負担

- (1) 国は、遅くとも発災後 3 日目までに、被災府県の広域物資輸送拠点（被災状況から不要と判断される拠点を除く。）に対して、別表 5－1 に掲げる必要量の全部又は一部の輸送を行う。
- (2) 被災府県は、国が広域物資輸送拠点に輸送する物資の配分先（市町村）をあらかじめ計画し、市町村が設置する地域内輸送拠点又は避難所までの輸送を行うことを原則とする。
- (3) 被災地方公共団体の行政機能の低下など被害状況によっては、緊急災害対策本部及び現地対策本部と被災府県が一体となって、避難所までの物資輸送の最適化について検討するものとする。特に、避難所への搬送にあたっては、被災地域内の輸送力不足が想定されるため、運送事業者を中心に様々な機関・団体が連携して行う。また、運送事業者によることが特に困難な孤立地域等への輸送については、緊急輸送関係省庁（国土交通省、海上保安庁、防衛省、消防庁、警察庁）が輸送手段の優先的な確保等の配慮を行うものとする。

⁵¹ 海上輸送拠点（受入港）のうち、基幹的広域防災拠点（堺泉北港堺 2 区）は、周辺の港湾施設を活用して、非被災地から被災地への物資、人員等を主に船舶を利用して輸送する際の中継拠点として、物資の集積、荷捌き、分配、搬出等物流に関するコントロール機能を担う。国土交通省では、物資を海上輸送し、当該拠点を活用した訓練を実施している。

⁵² 緊急通行車両確認標章は、令和 5 年 8 月 31 日までは、従前どおり災害発生後に交付される。

6 物資輸送の考え方

(1) 物資の配分

国が行うプッシュ型支援については、遅くとも発災後 3 日目までには、県の広域物資輸送拠点に対して輸送を行うとされていることから、県災害対策本部は、その支援物資が届くまでの間に、あらかじめ県の被害想定等により定めた市町村配分計画（表 5－3）に基づき、市町村と調整し被災状況に応じた配分量を定める。

(2) 市町村への輸送

県災害対策本部は、国が行うプッシュ型支援による支援物資が広域物資輸送拠点に届いた際は、支援物資を避難所へ送り届けるために市町村が設置する拠点（以下「地域内輸送拠点」という。）等へ、直ちに輸送を行う。

(3) 物資の輸送方法

① 空路・海路による支援物資の受入方法

県災害対策本部は、国等からの物資が宮崎空港や航空自衛隊新田原基地へ空路輸送された場合は、「災害応急対策に必要な緊急輸送の確保に関する協定」に基づき、宮崎県トラック協会に対して、宮崎空港や航空自衛隊新田原基地から広域物資輸送拠点等への輸送を依頼する。

なお、県内の海上輸送拠点（重要港湾）へ海路輸送された場合は、海上輸送拠点から広域物資輸送拠点までの輸送は国土交通省が調整することとされている。

② 市町村への輸送方法

県災害対策本部は、物資関係省庁等が広域物資輸送拠点まで輸送した物資については、「災害応急対策に必要な緊急輸送の確保に関する協定」に基づき、宮崎県トラック協会に輸送を依頼し、地域内輸送拠点までの輸送を行う。

③ 避難所までの輸送方法等

市町村は、地域内輸送拠点から各避難所まで輸送するものとするが、行政機能の低下など被害状況によって、自ら若しくは、民間事業者による輸送手段が確保できない場合には、県災害対策本部に対して輸送手段確保の要請を行う。

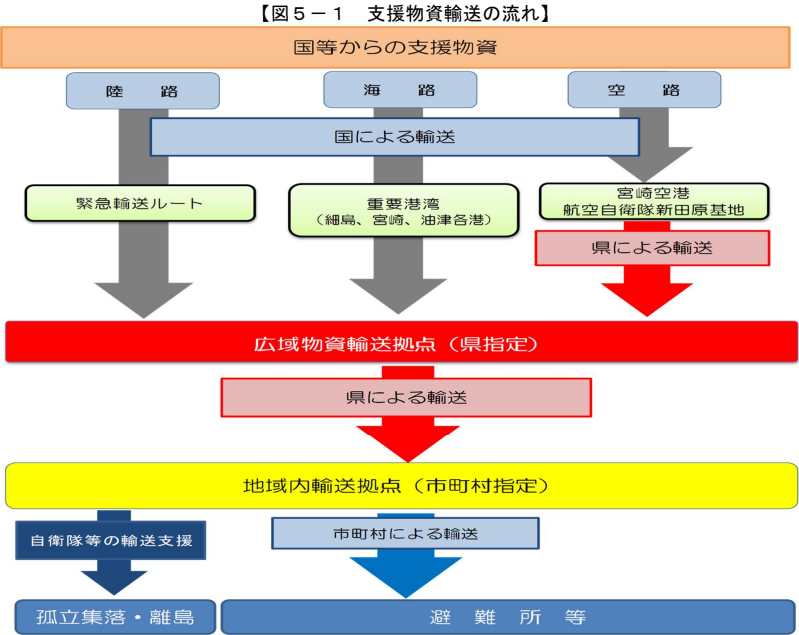
県災害対策本部は、九州運輸局、運送事業者を中心に輸送手段の調整を行うとともに、輸送手段の確保が困難な場合には、自衛隊等に対して支援を要請する。

また、避難所等への道路の不通等により孤立した集落や、離島への物資の空路輸送及び海路輸送は、市町村が県災害対策本部に依頼するものとする。

県災害対策本部は、ヘリコプター運用調整所において、関係機関と調整の上、空からの物資輸送を検討するとともに、海路など多様な輸送手段についても検討する。

(4) 緊急通行車両確認標章

緊急物資の輸送を行う関係機関及び事業者等は、平時より、緊急物資を輸送する車両が緊急通行車両として緊急交通路の円滑な通行ができるよう、発災前にあらかじめ緊急通行車両確認標章の交付を受けておくなど、必要な調整を行っておく。



8. 広域物資輸送拠点等の確保

(1) 広域物資輸送拠点等の定義

- ① 広域物資輸送拠点⁵³とは、国等から供給される物資を被災府県が受け入れ、各市町村が設置する地域内輸送拠点や避難所に向けて当該府県が物資を送り出すために設置する拠点である。
- ② 地域内輸送拠点とは、広域物資輸送拠点等から供給される物資を被災市町村が受け入れ、避難所に向けて当該市町村が物資を送り出すために設置する拠点である。
- ③ 被災府県が設置する広域物資輸送拠点は、別表5-3(1)のとおりである。

別表5-3(1) 広域物資輸送拠点

都道府県	施設名称	所在地住所	敷地面積 (㎡)	上屋		駐車(待機)スペース 面積(㎡)	物資配分先 市町村の 避難者数 (1日当たりの 最大値)	プッシュ型支援における供給の有無							
				有無	床面積 (㎡)			食料	毛布	乳児用 粉ミルク	おむつ (乳児・小児)	おむつ (大人)	携帯トイレ 簡易トイレ	トイレット ペーパー	生理用品
宮崎県	都城トラック 団地協同組合	都城市 上水流818-1	87,956	有	17,904	63,293	135,833	○	○	○	○	○	○	○	○
	高千穂 家畜市場	高千穂町 大字三田井883-1	12,472	有	3,120	5,500	75,157	○	○	○	○	○	○	○	○

7 物資の供給のための拠点

(1) 広域物資輸送拠点の指定

県内における広域物資輸送拠点は下記のとおりとする。

【表5-9 広域物資輸送拠点一覧】

施設名称	施設管理者名	所在地		敷地面積(m ²)	備考
		住所(市町村)	住所(区以下)		
災害支援物資拠点施設	宮崎県	高鍋町	大字持田5732-2	9,116	陸路
都城トラック団地協同組合	同左	都城市	上水流町818-1	87,956	陸路
高千穂家畜市場	JA高千穂	高千穂町	大字三田井883-1	12,472	陸路
※九州西濃運輸(株)宮崎支店	同左	宮崎市	清武町船引1013-1	3,500	宮崎港
※JA宮崎経済連椎茸流通センター	JA宮崎経済連	日向市	日向市塩見11974	4,426	細島港
※南郷くろしおドーム	日南市	日南市	日南市南郷町中村	3,600	油津港
計	5か所				

※ 陸路による物資受入拠点の代替施設としての活用、海路による物資受入拠点としての活用を想定する

県災害対策本部は、広域物資輸送拠点が被災等により使用できない場合には代替拠点を開設し、代替拠点も被災により使用できない場合又は開設した広域物資輸送拠点だけでは円滑な物資の供給が困難な場合は、宮崎県トラック協会及び宮崎県倉庫協会（以下「物流関係団体」という。）と調整し、必要に応じて九州運輸局の助言を得つつ、新たな拠点を確保するとともに、緊急災害対策本部・政府現地対策本部に対して報告を行う。

(2) 広域物資輸送拠点の資機材

県災害対策本部は、通常の民間経済活動としての物資の保管等により、広域物資輸送拠点としての十分な面積が確保できない場合、若しくは被災により拠点の一部の機能が使用できない場合は、各拠点や宮崎県トラック協会に配備しているエアテント、発電機付投光機等の資機材を活用する。

⁵³ 国土交通省では、都道府県レベルでの物資拠点の開設・運営を円滑に行うための標準的な手順や考え方を示した「広域物資拠点開設・運営ハンドブック」を別途策定している。

(2) 広域物資輸送拠点等の施設基準及び代替拠点の確保

- ① 広域物資輸送拠点の選定に際しては、被災によっても機能することを前提に、原則として次に掲げる考え方に当てはまるものとする。
 - ア 新耐震基準に適合した施設であること（昭和 56 年 6 月 1 日以降に耐震補強工事を行った施設を含む）
 - イ 屋根があること（エアテント等の代替措置によることも含む）
 - ウ フォークリフトを利用できるよう床の強度が十分であること
 - エ 12mトラック（大型）が敷地内に進入でき、荷役作業を行う空間が確保できること
 - オ 非常用電源が備えられていること
 - カ 原則として津波浸水地域外にある施設であること
 - キ 避難所となる行政庁舎、学校、体育館ではないこと
- ② 民間事業者の物流施設を広域物資輸送拠点として活用することは有用である。この場合、使用状況により利用できないことも想定し、必要に応じて国土交通省の助言も得つつ、あらかじめ代替拠点を選定するものとする。
- ③ 下表に掲げる広域物資輸送拠点のうち、①の基準を満たしていないものについては、備考欄にその旨を記載している。今後、これらの施設が当該基準を満たすか、当該基準を満たした代替拠点を確保することが求められる。また、①の基準を満たす施設であっても、非構造部材の落下等により、使用できない場合も想定されるため、代替拠点を選定しておくことが望ましい。

施設名称	施設管理者名	所在地		敷地面積(㎡)	備考
		住所 (市町村)	住所 (区以下)		
都城トラック団地協同組合	同左	都城市	上水流町818-1	87,956	陸路
高千穂家畜市場	JA高千穂	高千穂町	大字三田井883-1	12,472	陸路

④ 広域物資輸送拠点の代替拠点は、下表のとおりである。

施設名称	施設管理者名	所在地		敷地面積(㎡)	備考
		住所 (市町村)	住所 (区以下)		
九州西濃運輸株宮崎支店	同左	宮崎市	清武町船引1013-1	3,500	宮崎港
JA宮崎経済連直流通センター	JA宮崎経済連	日向市	日向市塩見11974	4,426	細島港
南郷くろしおドーム	日南市	日南市	日南市南郷町中村	3,600	油津港
計	5箇所				

- ⑤ 施設の運営にあたっては、発災当初から物流業務に精通した民間事業者の協力を得られるよう、必要に応じて国土交通省の助言も得つつ、事前に協定を締結するなど、円滑な運営が図られるよう努めるものとする。
- ⑥ 地域内輸送拠点については、各市町村において、上記①、②を参考とし、対象となる避難所避難者数等を考慮のうえ、適切な施設を選定するものとする。

(3) 市町村における地域内輸送拠点の指定等

市町村は、県からの物資を受け入れる集積拠点として、各市町村内に一箇所以上の地域内輸送拠点を設置し、あらかじめ資機材の配備を図るとともに、拠点を運営する人材を育成し、物流関係団体や住民、ボランティア等と運営体制の構築に努める。

【表 5-10 地域内輸送拠点一覧】

市町村名	施設名称	所在地	施設面積 (㎡)	備考	
		住所			
宮崎市	宮崎市総合体育館立体駐車場	宮崎市宮崎駅東1-3-1	9,200		
	(株)共立電機製作所	宮崎市高岡町高浜1495-55	14,312		
	㈱鹿児島急送宮崎物流センター	宮崎市田野町乙1742-47	8,726		
	丸栄宮崎(株)	宮崎市大字瓜生野白砂ヶ谷6378-1	10,435		
	JA宮崎経済連広域集配センター	宮崎市大字柏原字倉瀬384-1	1,012		
	ヤマト運輸株宮崎主管支店	宮崎市大字本郷南方字石原1971-1	293		ルート指定なし
	ヤマト運輸株宮崎物流センター	宮崎市高洲町4-8宮崎中央倉庫施設内	185		ルート指定なし
	ヤマト運輸株都北センター	都城市太郎坊町6101	345	計 44,508㎡	ルート指定なし
都城市	早水公園体育館文化センターアリーナ	都城市早水町3867	1,965		
	高城運動公園屋内競技場 ※旧しゅんぎや敷地を目的として開設する	都城市高城町穂満坊2492	4,900	計 6,865㎡	
延岡市	カルチャープラザのべおか	延岡市本小路39-1	2,105		
	北川体育館・北川ホテルの館	延岡市北川町川内名7330	1,582	計 3,687㎡	
日南市	さくらアリーナ(北郷体育館)	日南市北郷町郷之原甲110-3	4,272		
	北郷小中学校	日南市北郷町郷之原甲50	720	計 4,992㎡	
小林市	小林中央公民館大集会室	小林市細野38-1	360		
日向市	日向市東郷公民館	日向市東郷町山陰幸273-1	814		
	日向サンパーク	日向市大字幸盛303-5	640	計 1,454㎡	
串間市	串間市総合運動公園室内体育施設	串間市大字西方9050	2,722		
西都市	西都原運動公園隣接倉庫	西都市大字三宅3392	500		
	西都原運動公園屋内練習場	西都市大字三宅3392	3,000		
	妻湯	西都市大字調殿687-5	3,000	計 6,500㎡	
えびの市	えびの市飯野出張所多目的室	えびの市大字原田3453	180		
三股町	三股町多目的スポーツセンター	三股町五本松8-2	997		
高原町	高原町民体育館	高原町大字西麓391-2	1,054		
	旧高原中学校体育館	高原町大字西麓383	865	計 1,919㎡	
国富町	国富町武道館	国富町大字本庄4777-1	489		
綾町	JAみやざき綾町地区本部選果場	綾町大字南俣1136	2,235		
高鍋町	高鍋町中央公民館	高鍋町大字上江8113	917		
	ママンマルシェTAKANABE	高鍋町大字持田5654番地1駐車場	6,400	計 7,317㎡	
新富町	新富町役場車庫	新富町大字上富田7491	600		
西米良村	西米良中学校へき地集会室	西米良村大字村所270	638		
木城町	木城町営体育館	木城町大字椎木2146-1	3,809		
川南町	川南町運動公園屋根付多目的運動広場	川南町大字平田2334-1	1,300		
都農町	JA尾鈴日野菜集出荷場	都農町大字川北3864-1	2,944		
門川町	旧西門川小中学校	門川町大字川内4413	600		
諸塚村	諸塚村中央公民館	諸塚村大字家代3066	492		
椎葉村	椎葉村役場地下駐車場	椎葉村大字下福良1762-1	1,000		
美郷町	すばく西郷	美郷町西郷田代1454-1	912		
高千穂町	高千穂町武道館第2競技場	高千穂町大字三田井1515	1,020		
日之影町	宮水小学校体育館	日之影町大字七折9090	975		
五ヶ瀬町	五ヶ瀬中学校体育館	五ヶ瀬町大字三ヶ所11530	4,472		

9. 全国的な物資不足等への対応

- （１）南海トラフ地震のような大規模・広範な災害では、非被災地も含め、全国的に物資の生産・物流体制に大きな影響が生じると見込まれる。このため、緊急災害対策本部及び物資関係省庁は、非被災地も含めた物資の安定供給に関して、関係業界団体と連携し、安定供給に向けた緊急輸入や増産といった協力要請など必要な措置を講じる。
- （２）政府は、食料、生活必需品等の買いだめ、買い急ぎによる経済的・社会的混乱を小限に抑えるため、地方公共団体とも連携し、買いだめ、買い急ぎの自粛について、広く国民への呼びかけを行う。
- （３）物資不足が想定される状況においても支援物資が適な形で被災地に配分されるよう、上記 3.（３）②のとおり、発災直後の D I S 被害推計結果に基づいてプッシュ型支援の物資必要量を修正する。

10. 平時の生産・流通体制への早期回復

- （１）国が関与するプッシュ型支援・プル型支援による物資調達・供給は、通常の民間経済活動として行われる生産・流通体制の維持・早期回復に十分配慮して行うものとする。